

18 緊急時の設備

▶ 整備基準抜粋

避難用の誘導灯を設ける場合においては、点滅型誘導音装置付誘導灯その他視覚障害者及び聴覚障害者に配慮した誘導灯を設けること。

▶ 目標となる基準抜粋

同上

▶ 解説

ア 適用

- 緊急時に視聴覚障害者の自力での避難を助けるため、光や音等を用いた視聴覚障害者に配慮した誘導灯を設置することを求めている。

▶ 配慮事項

ア 緊急時の通報設備

- 警報装置は、光や音等によって緊急事態の発生を速やかに伝達できる装置を設置し、自動火災報知器と連動させる。警報装置には事態の状況を文字により知らせる文字標示装置を設けることが望まれる。
- 緊急事態の通報は、その通報が了解されたことを通報者が確認できる設備とすることが望まれる。
- 高齢者・障害者等が緊急事態の発生を通報する場合は、その通報が受信されたことを高齢者・障害者等が確認できる設備とすることが望まれる。

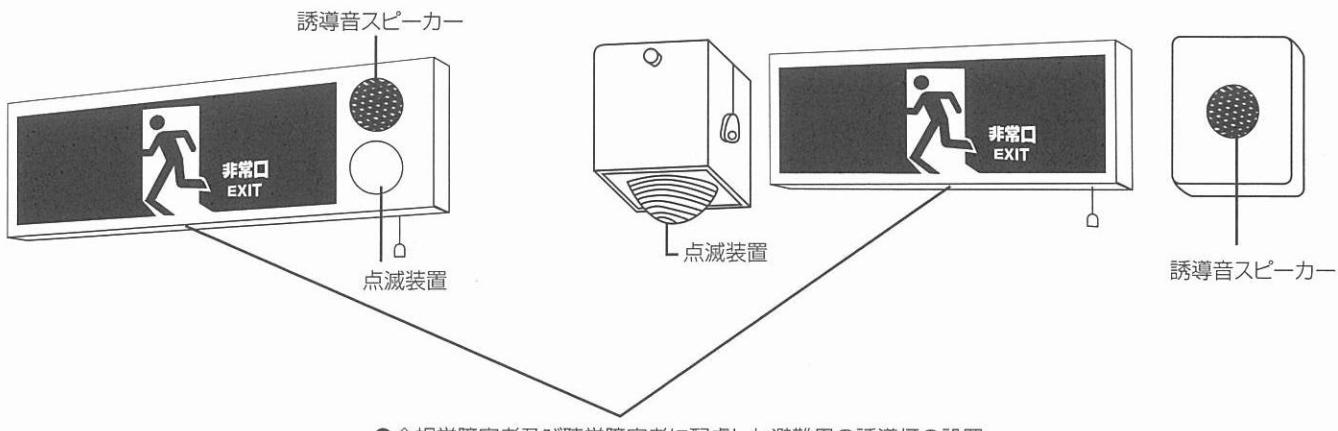
イ 非常口

- 一階部分の非常口は、車いす使用者などの通行に支障がないように配慮し、段差を設けない。やむを得ない場合は、スロープを設ける。
- 防火扉の有効幅員は90cm以上とし、平常時閉鎖型の扉は力の弱い人でも開けることができる構造とする。

緊急時の整備例

点滅型誘導音装置付誘導灯

既設誘導灯に追加する場合



●◇視覚障害者及び聴覚障害者に配慮した避難用の誘導灯の設置

凡例

●印：整備基準に定めるもの

◇印：目標となる基準に定めるもの

無印：整備基準、目標となる基準には示されていない標準寸法例、及び配慮事項